

Baycom アクトビラサービス利用規約

第1条（総則）

株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下「当社」という）は、当社が別に定める Baycom TV サービス契約約款（以下「TV 約款」という）、Baycom 光 TV サービス契約約款（以下「光 TV 約款」という）、Baycom ケーブルインターネット契約約款（以下「NET 約款」という）、Baycom 光インターネット契約約款（以下「光 NET 約款」という）並びにこの Baycom アクトビラサービス利用規約（以下「本規約」という）に基づき、TV 約款で定める Baycom TV プラス、Baycom TV、Baycom TV ライト、光 TV 約款で定める Baycom 光 TV プラス、Baycom 光 TV、Baycom 光 TV ライト（以下「デジタル放送サービス」という）及び NET 約款で定める下り速度 120Mbps 以上の Baycom NET 及び Baycom ZAQ、光 NET 約款で定める Baycom 光 NET 及び Baycom 光 ZAQ（以下「インターネットサービス」という）に関するオプションサービスとして Baycom アクトビラサービス（以下「本サービス」という）を提供します。

第2条（規約の適用）

本規約は、当社を介して株式会社アクトビラ（以下「アクトビラ」という）が提供する本サービスに関し適用されるものとし、デジタル放送サービスかつケーブルインターネットサービス契約者で本サービスを利用する契約者（以下「契約者」という）は、別に定めるアクトビラ利用規約、アクトビラ会員利用規約並びに本規約を遵守するものとします。

2 当社は、本サービスの運營業務の一部を業務委託先に委託することが出来ます。

3 当社は、本規約を変更することがあります。その場合には、本サービス提供条件は変更後の規約によるものとします。

第3条（本サービスの内容）

本サービスは、当社のネットワーク網及び設備等を使用してアクトビラが提供する映像その他のコンテンツ（以下「コンテンツ」という）の配信を受けるサービスです。

2 当社は、契約者に対し当社専用画面を通じたアクトビラサービスへのアクセスを提供します。

3 本規約の規定が TV 約款及び NET 約款（以下「両約款」という）の規定と矛盾する場合又は両約款の規定に抵触する場合は、両約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

第4条（サービス期間）

サービス期間は、本サービス加入期間とします。

2 本サービスは、デジタル放送サービス又はケーブルインターネットサービスの契約の解除があった場合には、終了するものとします。

3 本サービスは、当社の都合により変更もしくは終了することがあります。

第5条（本サービスの提供条件）

本サービスの提供にあたっては、両約款及び本規約を承諾し、当社に申込むものとします。所要事項は正確に事実を通知するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の通知をしてはならないものとします。

2 本サービスのコンテンツの中に成人向けコンテンツが含まれますので、未成年保護の観点から、未成年の契約者宅への成人向けコンテンツの提供は致しません。

第6条（本サービスの料金と支払い）

本サービスの料金は基本利用料とコンテンツ利用料からなります。

2 本サービスの基本利用料は本サービスを利用するデジタル放送サービス用セットトップボックス1台あたり月額100円（消費税等相当額を含む）とします。

3 コンテンツ利用料は、契約者が本サービスを利用してコンテンツの視聴申込みをした際に発生します。その額は、コンテンツの種類及び数に応じ、アクトビラが別に定めるものとします。

4 契約者は、基本利用料をペイコムサービス利用料金に追加して当社に支払うものとします。支払方法その他については、両約款に準じて取扱います。また、コンテンツ利用料はアクトビラが別に定めるものとします。

第7条（一時中断）

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時中断することがあります。

- (1) 当社及びアクトビラが本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生し又は保守点検もしくは改修等を行う場合
- (2) 火災、停電、天災その他の不可抗力により本サービスを提供できない場合
- (3) デジタル放送サービス又はケーブルインターネットサービスが中断した場合
- (4) その他、当社及びアクトビラが本サービスを提供することが困難であると判断した場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適当と判断する方法で事前に契約者に通知するものとします。但し、緊急の場合は、この限りではありません。

3 当社は、本条の中断、停止による損害賠償には応じません。

第8条（責任）

当社は、コンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、いかなる保証も行わないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により発生した契約者と第三者間に生じた損害に対し責任を負わないものとし、損害賠償には応じません。

3 契約者が本規約に違反した行為、又は不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は、当該契約者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

4 契約者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を善良な管理者の注意を持って管理し、それら機器の移動、取り外し、変更、分解又は損壊はしないものとします。これに反した場合は契約者自身の負担により復旧するものとします。

第9条（本サービスの停止及び解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、契約者への事前通知又は催告なしに、直ちに当該契約者に対し本サービス提供停止、又は本サービスの利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において契約者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 当社及びアクトビラへの届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
- (2) 本サービス提供を妨害した場合
- (3) 本規約又は両約款及びアクトビラが定める規約のいずれかに違反した場合
- (4) 本サービス利用に関連して、当社、他の契約者又は第三者に損害を与えたことが明らかの場合
- (5) デジタル放送サービス又はケーブルインターネットサービスのサービス停止又は契約の解除がされた場合
- (6) その他、当社及びアクトビラが契約者として不適切と判断した場合

2 契約者が、デジタル放送サービス又はケーブルインターネットサービスを解約したときは、何ら意思表示を行うことなく利用契約も終了するものとします。

第10条（契約者の希望によるサービスの一時停止及び再開）

契約者は加入期間中であっても、当社に対しデジタル放送サービス又は、インターネットサービスの提供の一時停止を文書で申出ることができます。この場合当社は申出のあった日の属する月の翌月分から、本サービスの基本利用料を徴収しません。

2 前項の一時停止の期間は6ヶ月を限度とし、契約者はこの期間中、両約款に定める休止料を当社に毎月支払うものとします。

3 契約者は前項の期間において当社専用画面を通じたアクトビラサービスへのアクセス

はできなくなります。

4 契約者は、第一項により一時停止されたデジタル放送サービスもしくは、インターネットサービスの提供の再開を文書で申出ることができます。この場合、当社は申出のあった日の属する月分から基本利用料の徴収を再開します。

第11条（解約）

契約者は本サービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の10日前までに所定の方法により当社にその旨申出るものとします。

2 契約者は解約の場合、第6条の規定による基本利用料を当該解約の日の属する月分まで支払うものとします。但し、コンテンツ利用料の精算はアクトビラが別に定めるものとします。

第12条（国内法への準拠）

この規約は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争については当社本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

附則 本規約は2014年10月1日から適用します。